

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

平成16年7月23日作成

団体名	財団法人 千葉県暴力団追放県民会議	県所管課	千葉県警察本部 刑事部 捜査第四課
代表者	理事長 吉成 儀	電 話	043 227 9131(4464)
所在地	千葉市中央区中央4 - 13 - 7 千葉県酒造会館内		
電 話	043(254)8930 ・ (0120)089354		
設立年月日	平成元年6月1日		
ホームページ アドレス	無(作成中)		
事業内容	県民の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、暴力団排除活動を推進し、あわせて暴力団による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るなど、安全で住み良い千葉県の実現に寄与することを目的とし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第20条に規定する事業を行う。		

1 出資等の状況(H16.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	627,120
------------	---------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	400,000	63.8%	1	
市	150,000	23.9%	2	
町村	50,000	8.0%	3	
民間団体	22,120	3.5%	4	
自己資金	5,000	0.8%	5	
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H16.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

### 3 財務状況

#### (1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総資産	670,006	662,229	655,139
負債	2,530	1,867	1,771
資本	667,476	660,362	653,368
累積損益	40,356	33,242	26,248

#### (2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総収入 (=売上高+営業外収益+特別利益)	46,913	51,234	50,547
経常損益	2,405	7,114	6,994
当期損益	2,405	7,114	6,994
減価償却前当期損益	2,405	7,114	6,994

#### 4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高	0	0	0
うち県以外からの借入金残高	0	0	0
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 資本 正味財産の部合計

累積損益 基本金等を除く正味財産額

損益計算書 損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

## 5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	13年度	14年度	15年度
委託料	暴力団対策法 事業所不当要求防止責任者講習業務委託	7,951	7,951	7,951
補助金・交付金・負担金	暴力団排除活動事業補助金	5,257	4,979	4,833
その他 (利子補給・税の減免額・出資金・貸付金・その他)		0	0	0
合計		13,208	12,930	12,784

## 6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項目	13年度	14年度	15年度
常勤役員数	1	1	1
うち県退職者	1	1	1
うち県派遣職員	0	0	0
常勤職員数	4	4	4
うち県退職者	4	4	4
うち県派遣職員	0	0	0

## 7 事務事業の見直しの状況

- ・毎年度ごとに事務事業の内容を精査し、事業目的に対して効果的な支出が行われるように努めている。
- ・県に準じて給与水準を見直す他に、独自に基本給カット(3%)を実施する等して、固定費の削減に努めている。

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	継続
改革の期間	
改革の概要	暴力団対策法に基づく「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されている団体であり、暴力団対策を講じる上で団体の必要性が高く、また県からの支援なしでは運営できないことから、これまでと同様の県負担としたい。 団体の行う事業活動は暴対法によって明示されており、事業の縮小・廃止は困難である。
改革の効果	
改革に伴う課題	
その他	